

平成30年9月18日

1 平成30年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>第2種報酬（通勤手当相当）が回数券あるいはIC乗車券によるバス利用特典サービスで認定されている非常勤職員の旅費について、減額調整をしていないものや調整を誤り、支給額が不足しているものがあった。</p> <p>(学校運営課)</p>	<p>通勤経路として認定されているバス路線以外に定期券調整を行ったため、過少に旅費を支給してしまった。旅費の支給不足について修正処理を行い、係内に改めて適正な旅費の支給について周知を図った。</p> <p>(学校運営課)</p>
<p>(2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>イ 資金前渡受者の現金出納簿に課長の確認印がないものや総括口座のページを設けていないものがあった。</p> <p>(学校運営課)</p>	<p>興津自然宿泊体験教室等について、5つの個別口座があるが、現金出納簿の総括口座ページを作成していなかった。平成30年度から総括口座ページを作成し管理することとし、係内に改めて会計事務処理について周知を図った。</p> <p>(学校運営課)</p>

平成30年9月18日

1 平成30年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>エ 契約確認票では2者以上の見積徴取になっていたが、1者だけの徴取であったものや、見積徴取を1者とする理由が不適切であり、本来は2者以上から見積書を徴取すべきものがあつた。</p> <p>(教育指導課) (教育支援課)</p>	<p>特別支援学級連合運動会トラック借上げ契約などについて、2者以上の見積を徴取していたが、不採用となった見積の添付が漏れていた。</p> <p>今後は、今までどおりマニュアルに沿った2者以上の見積徴取を励行するとともに、不採用となった見積の添付漏れがないよう、事務処理の適正化について周知徹底を図る。</p> <p>(教育指導課)</p> <p>5万円以上の会議録反訳委託契約について、競争性があるにもかかわらず、安価に契約できるという理由で1者見積徴取としていた。</p> <p>今後は、2者見積を徴取して適切に処理するとともに、1者見積での契約を行おうとする場合には、契約担当部局に必ず確認をすることとする。</p> <p>(教育支援課)</p>

1 平成30年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>オ 再委託を行っているにもかかわらず、再委託承諾の手続を行っていないものや仕様書に再委託に関する記載がないものがあった。 (学校運営課) (学校施設計画課)</p> <p>カ 支出負担行為決定書の入力の際に、契約相手の債権債務者登録番号を誤って入力したため、誤った業者に支払いをした。そのため支払った金額を歳出戻入した上で、正当な業者と改めて契約をして支払うことになった。 (学校運営課)</p>	<p>再委託に対する理解不足により、再委託承諾の手続きが漏れていた。今後、再委託を行う場合は、仕様書にその旨を記載したうえで、再委託承諾の手続きを必ず行うよう周知をした。 (学校運営課)</p> <p>再委託に対する理解不足により、再委託承諾の手続きが漏れていた。今後、適切な事務処理を行うよう周知を図った。 (学校施設計画課)</p> <p>財務情報システム入力時に、契約相手を誤って入力し、その後も確認不足により、そのまま支出してしまった。 支出した金額を歳出戻入した上で、改めて正当な業者と契約し直し、支出した。以後、確認漏れが発生しないよう係内に注意喚起を図った。 (学校運営課)</p>

平成30年9月18日

1 平成30年度各部定期監査指摘事項の措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの</p> <p>キ 物品購入契約において、内税のものを誤って外税として支払ったため、差額を歳出戻入することになった。</p> <p>(学校運営課)</p>	<p>財務情報システム入力時に、消費税入力の初期設定が外税となっているため、内税に設定を変更せず、そのまま支出してしまった。</p> <p>差額について歳出戻入を行い、以後同様の誤りが無いよう係内に注意喚起を図った。</p> <p>(学校運営課)</p>

平成30年9月18日

2 平成30年度各部定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会

意見・要望事項	措置状況
<p>(2) 個別的事項</p> <p>コ 教育委員会関係</p> <p>隣接学校希望入学制度に関するアンケートについて</p> <p>隣接学校希望入学制度に関するアンケート（29年10月～11月に実施）に関しては、調査の実施方法や集計等の一部に次のような改善を要する点が見られた。将来において同様な調査を行う場合には留意をされたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・就学前児童（31年及び32年の4月に小学校へ入学予定の児童）の保護者に対する調査の標本抽出方法 <p>小学校の学区域ごとに各年齢の保護者50人ずつを無作為抽出して調査を行い、その結果を集計しているが、この方法だと各学区域の就学前児童数の違いが考慮されない。調査対象者には、就学前児童数が少ない学区域の保護者が選ばれやすく、その声が現実の構成比の大きさを超えて反映される結果となっている可能性が高い。</p> <p>全就学前児童数に各学区域の就学前児童数が占める割合と同じ比率で、各学区域から標本抽出することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">・調査データの合算 <p>一部で標本調査の調査結果と全数調査による調査結果のデータが合算されているが、これらは収集方法が異なり、標本</p>	<p>隣接学校希望入学制度に関する調査のアンケートに対して今回指摘があった、標本抽出方法、調査データの合算及び過去の調査データとの比較について確認し、今後、アンケート調査を行う際にはこの点に十分に留意する。</p> <p>(学校運営課)</p>

<p>誤差の有無など、質に違いのあるデータである。合算して考察の対象とすることは適切でない。</p> <ul style="list-style-type: none">・過去（26年度実施）の調査データとの比較 <p>調査データの比較の一部において、調査対象者が同一でないものがある。</p> <p style="text-align: center;">（学校運営課）</p>	
--	--